

表彰規程について

協議会活動協力者への「感謝状」授与

- 第35回維持管理・環境管理専門委員会（2019年3月4日）において、下記の報告がありました。
『維持管理作業の実施を希望する企業があり、活動の証として表彰状の様なものを頂けると嬉しいとのことである。』
⇒ 地域貢献を目指す企業等にとって表彰は、自然再生地の維持管理作業への参加動機になる。
整備後の維持管理体制の構築に向けたツールであると考えられる。
- 2019年度より協力を頂いている**東京デザイン専門学校**に対しては、第39回運営委員会（2019年11月11日）において対応方法を協議し、会長名で「感謝状」を授与することとし、2019年12月20日に授与を行いました。
2020年度は2020年12月25日に「感謝状」授与を行いました。



2020年度に
東京デザイン専門学校に
授与した感謝状



2019年度の東京デザイン専門学校への感謝状授与式



2020年度の東京デザイン専門学校への感謝状授与式



表彰規程について

●表彰規程について

- ・東京デザイン専門学校に対しては、表彰制度がない中での対応として「感謝状」を授与したものでした。
- ・「表彰状」を贈呈するなどの対応を行うにあたり、「表彰規程」を設けることとし、具体的なケース想定や授与方法については、維持管理・環境管理専門委員会で検討し、協議会に諮ることが第50回協議会で了承されました。

このため、表彰方法と規程の内容を検討します。

●【表彰の方法（案）】

- ・表彰授与者は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会会長とする。

・表彰の対象

ケース1) 要望があった場合に授与を検討し、基準に合致すれば授与する。

ケース2) 協議会側で授与対象を検討し、基準に合致すれば授与する。

⇒ 授与対象候補者は、協議会の各下部組織からの推薦等とする。

・表彰の時期

案1) 年度毎とする。

案2) 要望・推薦の都度とする。

- ・表彰の基準は、協議会活動への「貢献」があったものとし、その内容の程度は問わず、また、同一対象者への複数年度における授与についても可とする。

・表彰の決定方法

案1) 協議会で審議・決定する。

案2) 各関係組織の長と会長・副会長で審議・決定する。（※表彰結果は協議会に報告）